

〔Ⅱ〕

【問 33】 正解 2

平成21年の4月に、国庫負担割合が3分の1から2分の1に変化しました。したがって、平成21年の4月が含まれる期間に、まずは注目します。

すると、平成21年1月～平成23年12月までの保険料4分の1免除期間36カ月を、

・平成21年1月～3月までの3カ月…A

・平成21年4月～平成23年12月までの33カ月…B

に分けることができます。Aの3カ月には、 $\frac{5}{6}$ 、Bの33カ月には $\frac{7}{8}$ をかけます。この時点で、(2)と(5)に絞ることができます。

さらに、平成21年3月以前の保険料4分の3免除期間の月数には、 $\frac{1}{2}$ をかけます。

したがって、正解は(2)となります。